

# 体育功労者・スポーツ優秀賞等推薦要綱

## 1 候補者資格

本市在住者、又は本市に所在する団体に所属する者とする。居住地が市外であっても事業所又は活動の場があれば有資格者とする。

- ①体育功労者 ②社会体育優良団体 ③学校体育優良団体 ④スポーツ優秀賞
- ⑤スポーツ最優秀賞 ⑥スポーツ特別最優秀賞 ⑦スポーツ特別賞

※本市出身者の取扱…県では県内の高等学校を卒業した者。但し、国際規模の大会を対象とする「スポーツ栄誉賞」については県内の中学校又は高等学校に在籍していた者も対象にしている。これとの整合性をとるため内規で候補者資格の特例を設ける。

## 2 体育功労者

### (1) 市長表彰

- ①延岡市体育協会長表彰を受賞して10年以上経過した者で、受賞後引き続き体育スポーツの普及振興に寄与している者。
- ②前項の規定にかかわらず、特別な功労のあった者。
- ③年齢はおおむね50歳以上とする。
- ④各種目（競技団体）1名とする。

### (2) 体育協会長表彰

- ①本市の地域、職域において10年以上体育スポーツの振興に寄与した者。
- ②延岡市体育協会の役員として5年以上又は加盟団体役員として10年以上積極的にその職務を果たした者。
- ③前項の規定にかかわらず、特別な功労のあった者。
- ④年齢はおおむね40歳以上とする。
- ⑤各種目（競技団体）1名とする。

## 3 社会体育優良団体

### (1) 市長表彰

社会体育優良団体の体育協会長表彰を受賞後10年が経過した団体で、継続してその活動をしている団体。ただし、特別な功労がある場合はこの限りではない。

## (2) 体育協会長表彰

### ① 体育スポーツクラブ

- ア) 体育スポーツクラブとは、クラブ・愛好会など体育スポーツ愛好者が自主的に集い、集団として体育スポーツを継続している団体。  
(団体とは、一般、大学、高校生、中学生、小学生の混合又は単独で構成されている団体で、構成員の年齢は問わない。)
- イ) クラブの会員は自主加入による者で、会員数が少なくとも10名以上であること。
- ウ) クラブの活動運営が定期的・計画的・組織的に行われていること。  
(活動日数が週1回、年50回以上とする。)
- エ) クラブ活動が、その地域又は職域の体育スポーツの振興に貢献しているとともに他のクラブの模範となる団体。
- オ) 設立後5年以上経過し、その実績が年々向上していると認められる団体。
- カ) 特別な功労のあった団体については、前項にかかわらず審査及び推薦することができる。

### ② 体育スポーツクラブ以外の団体

- ア) 体育スポーツクラブ以外の団体とは、市町村体育スポーツ協会(連盟)、地区体育振興会等、複数の体育スポーツクラブや体育スポーツ愛好者等で組織された団体。
- イ) 地域又は職域の団体であること。
- ウ) 組織的に社会体育活動を行っていること。
- エ) 当該団体において社会体育活動が広く普及していること。
- オ) 当該団体の行う社会体育活動が、その地域の住民又は職場の従業員の健康体力を増進し、社会に貢献していること。
- カ) 設立後5年以上経過し、その実績が年々向上していると認められる団体。

## 4 学校体育優良団体

学校体育優良団体は、社会体育優良団体の規定を準用する。

## 5 スポーツ優秀賞

### (1) 一般

- ①日本選手権において入賞した者。ただし、団体においては3位以内。
- ②日本選手権を除く全国大会で優勝した者もしくは団体。

- ③全国大会、日本選手権の大会基準は、開催規模が全都道府県の半数以上の参加があること、又は、それに準ずる大会であり理事会で認めたもの。  
(要件外の推薦があり、29年度に内規に追加されていた)

## (2) 高校生

- ①全九州規模の競技大会において、優勝又は準優勝した者もしくは団体。  
(陸上競技においては全九州規模の大会が無く、競技者の公平性確保の観点からIH南九州大会の優勝も対象としており、特例として内規に追加する)
- ②全国的規模の大会において入賞した者。ただし、団体においては3位以内。
- ③県高校記録を更新した者もしくはチーム。

## (3) 小中学生

- ①全国的規模の大会において入賞した者。但し、団体においては3位以内。  
(これまで全国大会の規定がなく追加する)
- ②全九州規模の競技大会において優勝又は準優勝した者もしくは団体。
- ③全県大会において優勝した者もしくは団体。ただし、地区予選があり地域の代表として出場した場合のみ対象とする。
- ④県小学・中学記録を更新した者もしくはチーム

# 6 スポーツ最優秀賞

## (1) 一般

- ①オリンピック、パラリンピック及び世界選手権に出場した者。
- ②アジア大会及び同等以上の国際大会で入賞した者もしくは団体。  
(これまで規定がなく追加。県には同様の規定あり)
- ③日本選手権に優勝した者もしくは団体。  
(全日本実業団対抗駅伝競走大会(ニューイヤーズ駅伝)、全日本実業団柔道団体対抗大会は日本選手権同等とみなし、内規に追加する)
- ④日本新記録を樹立した者もしくはチーム。

## (2) 高校生

- ①全国高校総合体育大会及び同レベルの大会において、優勝又は準優勝した者もしくは団体。
- ②日本高校新記録を樹立した者もしくはチーム。

## (3) 小中学生

- ①全国中学校選手権大会及び同レベルの大会において、優勝又は準優勝した者もしくは団体。
- ②全国スポーツ少年団中央大会及び同レベルの大会において、優勝又は準優勝した者もしくは団体。
- ③全国小学新記録、日本中学新記録を樹立した者もしくはチーム。

## 7 スポーツ特別最優秀賞

- ①オリンピック、パラリンピックのメダル受賞者もしくは世界選手権大会に出場した者で優勝又は準優勝した者。
- ②世界新記録を樹立した者。

## 8 スポーツ特別賞

- ①永年にわたりスポーツを愛好し、地域における体育スポーツ活動に積極的に参加し、その普及振興に寄与している者。
- ②永年にわたりスポーツを愛好し、その姿が後進の模範となっている者。

(改正 平成 31 年 2 月 28 日)

### 【要綱における用語の使い分け】

- (1) 小学生では全国記録を用い、中学生以上では日本記録を用いる。  
例…全国小学新記録を樹立。 日本新記録を樹立する。
- (2) 県記録では更新を用い日本記録では樹立を用いる。  
例…県記録を更新。 日本新記録を樹立。
- (3) 陸上、水泳など記録を競う競技においては団体ではなくチームを用いる。  
例…日本新記録を樹立した者もしくはチーム